第２２回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第１　開催日時

平成２４年２月２７日（月）午後２時００分から午後４時００分まで

第２　開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（５階）

第３　出席者

（委員）

上野暁，太田秀栄，工藤哲郎，咲間まり子，高橋宏昇，長谷川誠，伴亨，山口敏明，横山ユウ　（五十音順，敬称略）

（庶務）

門脇家裁事務局長，秋山首席家裁調査官，藤原首席書記官，石川次席家裁調査官，浅井家裁事務局次長，伊藤地裁総務課長，澤里訟廷管理官，藤倉庶務係長

第４　盛岡家庭裁判所委員会議事

１　開会の言葉（総務課長）

２　所長あいさつ

３　委員長選任

長谷川委員が委員長に選任された。

４　委員長あいさつ

５　協議テーマ「離婚調停について～夫婦と子どもをめぐる子どもの紛争の解決のあり方～」の意見交換等

⑴　基本説明等

意見交換に先立ち，次の説明がなされた。

ア　離婚調停手続の概要

イ　最近の取組

ウ　子の福祉への配慮の取組について

⑵　意見交換

協議テーマ等に関し，概ね，次のような意見交換がなされた。

以下○が委員，●が説明者（委員），■が説明者（庶務）の発言

○　夫婦関係調整調停事件について，不成立となる原因はどのようなものか。

●　離婚自体に合意できない場合，離婚は合意できても親権の帰すうで合意できない場合，金銭面（慰謝料，財産分与，養育費）で合意できない場合がある。

○　年金分割について，当事者が厚生年金や国民年金等にそれぞれ加入していても，争点になるのか。

●　争点になる。その場合，婚姻期間中の保険料については，公的年金の種別にかかわらず保険料を夫婦が分担したものと考えて，分割割合を決めることになる。

○　平成２３年の調停件数が減少しているのは，全国的な傾向か。また，離婚が増加していると聞いているので，盛岡家裁で調停離婚が増えていないということは，協議離婚等が増えているということか。

○　この１０年間で，全国的な動向は，どのようになっているのか。

■　調停事件自体は近年高止まりであるが，平成２３年度は，先に発生した東日本大震災に起因して新受事件数が減少したものと考えている。

　全国的な傾向としては，厚生労働省の人口動態統計によると，平成１３年の離婚件数が２８５，９１１件に対して，平成２２年は２５１，３７８件と減少傾向にある。また，その内訳として，調停離婚の割合は，平成１３年の７．７％に対して，平成２２年は９．９％と増加傾向にある。

○　調停の期間は，どれくらいか。

■　盛岡家裁の平成２２年における乙類以外の調停の平均審理期間は，３．５月で，全国平均は４．３月である。

○　家事事件手続法について，公布から施行まで１年以上を要するということになるが，これは普通のことなのか。

●　関連する規則等の準備をするために猶予期間を設けているが，この程度の期間を要するのは，手続法としては特に長いというわけではない。

○　説明で紹介された当事者への説明用ＤＶＤは，どのような場面で見せるものなのか。

■　当事者が子どもを紛争に巻き込んだり面会交流に困難を感じたりした場合に家裁調査官の調査や調整の一環としてＤＶＤを視聴してもらっている。

○　「面会交流のしおり」については，どの場面で使用しているのか。

■　調停委員会の判断になるが，個別のケースに応じて，調停中に使用しているほか，調停終了時に手渡す場合もある。

○　出頭勧告の効果はどれくらいか。

■　昨年は，本庁の夫婦関係調整の調停事件２０４件中，１０件について，家裁調査官に対して出頭勧告の命令があり，そのうち３件で当事者が調停期日に出頭した。

○　出頭勧告に強制力をつける方法はないのか。

●　出頭勧告自体に強制力はないが，調査官の調査には出頭する当事者もおり，そこで当事者の調停に対する意向が明らかにされることもある。

○　相手方を調停に円滑に導入するための工夫として，申立書の写しや照会書を送付しているという説明があったが，全件で事前送付しているのか。

○　代理人が付いている場合には，申立書が詳細な内容になっているものもあると思うが，そのような場合にも送付しているのか。

●　申立書の送付は，家事事件手続法で規定されており，本格施行に備えて書式を整備し，その書式を使った本人申立ての事件で試行している。また，弁護士申立て等で詳細な書面の場合には，書記官がチェック式の照会書を作成し相手方に送付する試行も行っている。

○　出頭勧告で家裁調査官の自宅訪問は，どのような場合に行っているのか。

■　調査は，電話や手紙から始め，調査のための出頭を求める場合が多いが，相手方と連絡がとれないような事案では，家庭訪問を実施することもある。

○　ＤＶＤは，どのようなケースに使用しているのか。

●　ＤＶＤは，離婚するに当たり，子について考えなければならないことを一般的にまとめたものなので，子への配慮が不足しているような当事者に見せている。

○　当事者の反応はどうだったか。離婚を思いとどまった人もいたのか。

●　ＤＶＤによって直接離婚を思いとどまったかどうかは不明であるが，子の福祉について認識を新たにしていただいた方はたくさんおられる。

○　離婚や面会交流をテーマにした市販の絵本を当事者に見せる場合があるということだが，これらの絵本には対象年齢が記載されており，子どもに見せることを前提に作成されている。

　子どもに見せるのは可哀想だと思うが，保護者に見せるというのは理解できる。子どもに見せる場合には，「離婚しても親であることに変わりがなく，離れていても愛している。」という思いを伝えるツールとして使用してほしい。

第５　次回委員会について

　平成２４年９月に地方裁判所委員会と合同開催することとした（テーマ未定）。

第６　閉会

以　上